

看護師等養成所における教員に関する事項

看護六法

第一編 基本法令及び通知

第二章 基本通知

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

第5 教員に関する事項

1. 専任教員および教務主任

(1) 保健師養成所

(2) 助産師養成所

(3) 看護師養成所の専任教員となることができる者は次のいずれにも該当する者であること。

ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表三の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という）のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として五年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を終了した者又は看護師の教育に関し、同等以上の学識経験を有すると認められる者

2. 養成所の長及びそれを補佐する者

3. 実習調整者

4. 実習指導教員

5. その他の教員

(1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。

(2) 各科目を担当する教員は経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。

(3) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましい。